

西京極総合運動公園（北側区域）の利用料金一覧

（表中の金額の単位＝円）

<わかさスタジアム京都（西京極野球場）>

区 分			全 面 利 用				室内（雨天） 野球練習場
			アマチュアスポーツ		そ の 他		
			入場料を 徴収しない	入場料を 徴収する	入場料を 徴収しない	入場料を 徴収する	
平 日	午前	7:00～12:00	42,950	60,760	128,850	183,330	1箇所 1時間につき 1,570
		8:00～12:00	33,520	47,140	100,570	142,470	
		9:00～12:00	24,090	33,520	72,280	101,610	
	午後	13:00～17:00	31,420	44,000	96,380	133,040	
	夜間	17:30～21:00	31,420	44,000	96,380	133,040	
	全日	7:00～21:00	105,790	148,760	321,610	449,410	
		8:00～21:00	96,360	135,140	293,330	408,550	
		9:00～21:00	86,930	121,520	265,040	367,690	
	土・日・ 祝日	午前	7:00～12:00	58,660	79,610	176,000	
8:00～12:00			45,040	61,800	136,190	185,420	
9:00～12:00			31,420	44,000	96,380	133,040	
午後		13:00～17:00	42,950	58,660	128,850	177,040	
夜間		17:30～21:00	42,950	58,660	128,850	177,040	
全日		7:00～21:00	144,560	196,930	433,700	591,880	
		8:00～21:00	130,940	179,120	393,890	539,500	
		9:00～21:00	117,320	161,320	354,080	487,120	

<たけびしスタジアム京都（陸上競技場兼球技場）>

区 分			全 面 利 用			
			アマチュアスポーツ		そ の 他	
			入場料を徴収しない	入場料を徴収する	入場料を徴収しない	入場料を徴収する
平 日	午前	7:00～12:00	69,140	81,710	207,420	257,710
		8:00～12:00	53,420	63,900	161,330	201,140
		9:00～12:00	37,710	46,090	115,230	144,570
	午後	13:00～17:00	51,330	61,800	154,000	192,760
	夜間	17:30～21:00	51,330	61,800	154,000	192,760
	全日	7:00～21:00	171,800	205,310	515,420	643,230
		8:00～21:00	156,080	187,500	469,330	586,660
9:00～21:00		140,370	169,690	423,230	530,090	
土・日・祝 日	午前	7:00～12:00	92,190	107,900	273,420	343,610
		8:00～12:00	71,230	83,800	211,610	266,090
		9:00～12:00	50,280	59,710	149,800	188,570
	午後	13:00～17:00	67,040	79,610	200,090	251,420
	夜間	17:30～21:00	67,040	79,610	200,090	251,420
	全日	7:00～21:00	226,270	267,120	673,600	846,450
		8:00～21:00	205,310	243,020	611,790	768,930
9:00～21:00		184,360	218,930	549,980	691,410	

<補助競技場>

区 分			全 面 利 用	部分（個人）利用 （1人・1回）
平 日	午前	7:00～12:00	23,250	大人（高校生以上）200 小人（中学生以下）100 ※障害のある方等への料 金の免除があります。
		8:00～12:00	17,910	
		9:00～12:00	12,570	
	午後	13:00～17:00	16,760	
	午前 午後	7:00～17:00	40,010	
		8:00～17:00	34,670	
		9:00～17:00	29,330	
土・日・祝 日	午前	7:00～12:00	30,590	大人（高校生以上）200 小人（中学生以下）100 ※障害のある方等への料 金の免除があります。
		8:00～12:00	23,670	
		9:00～12:00	16,760	
	午後	13:00～17:00	22,000	
	午前 午後	7:00～17:00	52,590	
		8:00～17:00	45,670	
9:00～17:00		38,760		

※障害のある方等への料金の免除について

《対象者》

- ・身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている方
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 2 条第 3 項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている方
- ・戦傷病者特別援護法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ・上記対象者の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除いて、身体障害者等 1 人につき介護者は 1 人までです。）

《利用方法》

- ・各施設の窓口において、直接上記手帳を提示してください。

○付属設備を利用される場合

施設利用料金に加えて、付属設備の利用料金をお支払いただく必要があります。
付属設備の内容及び料金については、各施設にお問い合わせください。